

# 板倉町高齢者福祉計画 概要版

(板倉町老人福祉計画・板倉町第9期介護保険事業計画)

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度

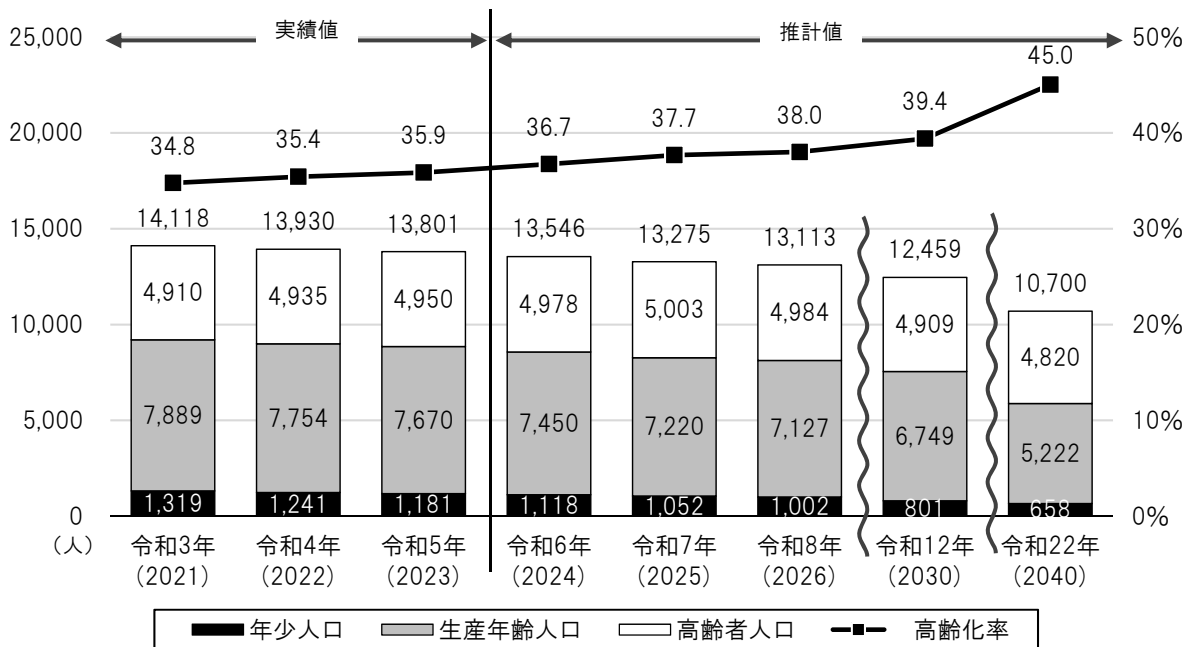


## 1 板倉町高齢者福祉計画とは

老人福祉法第20条の8第1項に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条第1項に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとし、3年を1期として策定します。本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

## 2 板倉町の高齢者の状況

### ◆人口・年齢階層別・高齢化率の推移及び将来推計



資料：実績値：住民基本台帳（各年10月1日現在）推計値：国立社会保障・人口問題研究所推計を基にした推計

### ◆板倉町と館林市・邑楽郡四町・群馬県・全国の高齢化率との比較

	板倉町	館林市	明和町	千代田町	大泉町	邑楽町	群馬県	全国
高齢化率	35.4%	30.2%	31.8%	31.7%	23.5%	33.3%	31.0%	29.0%

資料：群馬県年齢別統計調査結果（令和4年10月1日現在）全国値は令和5年版高齢社会白書

本町の総人口は、令和5年10月1日現在、13,801人となっています。年少人口及び生産年齢人口は減少を続けている中、高齢者人口は増加を続け、高齢者人口は4,950人で、高齢化率は35.9%となっています。

将来推計では、令和8年には総人口が13,113人、高齢者人口が4,984人となり、高齢者人口も減少局面に移行することが推測されており、令和22年には総人口が10,700人、高齢化率は45.0%になると推測されています。

令和4年の高齢化率を館林市・邑楽郡四町、群馬県及び全国と比較してみると、本町の高齢化率が最も高くなっています。



## 3 基本理念と基本目標

### 基本理念

地域でともに支え合い、  
元気を共有できるまち いたくら

### 基本目標

#### 基本目標1 いつまでも自分らしく生活できるまちづくり

- ・高齢者が介護を必要とする状態になっても、できる限り住み慣れた家庭や地域社会で生活ができるよう、介護保険及び保健・医療・福祉サービスの充実を図ります。
- ・今後も増加することが見込まれている介護サービス利用者の増加に対応できるよう介護保険事業の適切な運営の確保と介護給付費の適正化を図ります。

#### 基本目標2 健康でいきいきと生活できるまちづくり

- ・病気や寝たきり等の要介護状態になることを予防し、健康でいきいきとした生活を送れるよう、地域の健康課題を把握し、保健事業と介護予防の一体的実施を中心とした各種事業を通じてフレイル予防、健康づくり及び介護予防の推進に取り組みます。
- ・日常生活において生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう、様々な活動の場を提供します。

#### 基本目標3 互いに認め合い、支え合って生活できるまちづくり

- ・年齢を問わず、地域住民がお互いに見守り、支え合う活動が活発になるよう、支え合いの担い手育成、ボランティア等による地域活動への参加を促進し、地域共生社会の実現を目指します。
- ・認知症施策における「共生」と「予防」の取組の中で認知症のかたやその家族等がその人らしく尊厳を保ちながら生活できる環境づくりを推進します。

#### 基本目標4 安全安心に生活できるまちづくり

- ・住み慣れた環境の中で、よりよい生活を送るために生活支援に関する各種サービスの情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。
- ・水害をはじめとする各種災害や新型コロナウイルス感染症等の感染症による健康被害を未然に防ぎ、大切な命を守るために関係機関と連携して対策を協議し、体制の整備を図ります。



## 1 地域包括ケアシステム※の深化・推進

第9期計画では、令和2年度に成立した地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律を踏まえ、地域の特性や町民の意向に応じた認知症施策や介護サービス提供体制を整備します。また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を図り、地域共生社会の実現に向けて中核的な基盤となる地域包括ケアシステムの推進とあわせて社会福祉基盤の整備や地域づくりを一体的に取り組みます。

## 2 尊厳の保持と自立支援

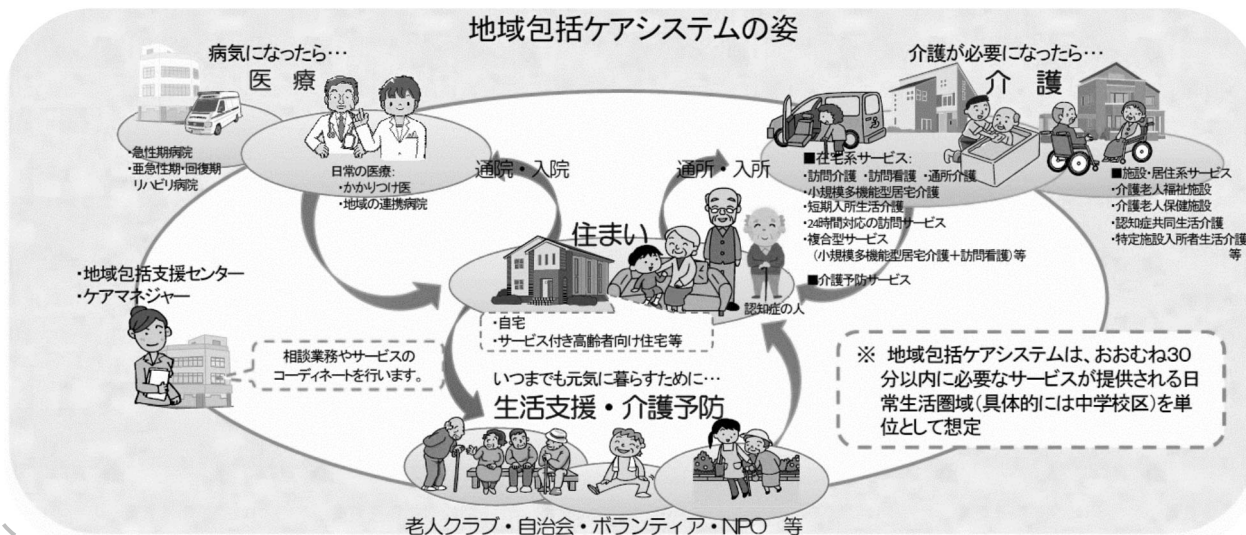
加齢や認知症等に伴って高齢者の判断能力が低下し、要介護状態になってもこれまでと変わらず個人として人権を尊重され、その人らしく尊厳を保持して暮らしていくためには、身体的な自立支援にとどまらず、精神的な自立の確保・維持が必要となることから、町高齢者の尊厳の保持及び自立支援に取り組みます。

## 3 介護者支援の強化

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことで、介護者（ケアラー）の負担を軽減することが目的のひとつとなっています。ケアラーとは、高齢、身体上又は精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者であり、そのうち18歳未満の方がヤングケアラーといわれています。ヤングケアラーをはじめ、ケアラーが孤立することなく、地域や社会全体で支えていくことが必要です。関係各局と連携して、ケアラーの定期的な実態把握に努めるとともに介護・福祉サービス等の提供によりケアラーを支援していきます。

### ※地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた自宅や地域で自立し、尊厳のある暮らしを可能な限り継続できるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供されることを目指したもの



第1号被保険者の所得段階及び負担割合に応じて、納付いただく介護保険料が決定します。介護保険料基準額は、3年に1回計画期間ごとに改定されます。第9期計画期間については、国の示す標準的な13段階の所得段階及び負担割合を採用し、保険料基準額は年額63,600円(月額5,300円)となりました(第8期計画期間と同額)。

以上を踏まえて、各所得段階の保険料を以下のとおり設定しました。

◆第9期計画期間の第1号被保険者保険料の設定

段階	所得区分	負担割合と標準乗率	保険料(年額)	令和3年度から令和5年度までの保険料(年額)	第8期との比較(差引等)
第1段階	世帯全員が町民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護受給者または課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	本人負担分基準額×0.285	18,200円	19,100円	▲900円
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円以下のかた	本人負担分基準額×0.485	30,900円	31,800円	▲900円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、上記以外のかた	本人負担分基準額×0.685	43,600円	44,600円	▲1,000円
第4段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税のかたで、課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	基準額×0.9	57,200円	57,200円	0円
第5段階	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税のかたで、第4段階に該当しないかた	基準額	63,600円	63,600円	0円
第6段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が120万円未満のかた	基準額×1.2	76,300円	76,300円	0円
第7段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が210万円未満のかた	基準額×1.3	82,600円	82,600円	0円
第8段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が320万円未満のかた	基準額×1.5	95,400円	95,400円	0円
第9段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が420万円未満のかた	基準額×1.7	108,100円	108,100円	0円
第10段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が520万円未満のかた	基準額×1.9	120,800円	—	新設
第11段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が620万円未満のかた	基準額×2.1	133,500円	—	新設
第12段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円未満のかた	基準額×2.3	146,200円	—	新設
第13段階	本人が町民税課税で、合計所得金額が720万円以上のかた	基準額×2.4	152,600円	—	新設

※第1～第3段階のかたを対象に公費負担があり、本人負担が軽減されています。

